

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等（案）に対する意見公募要領

令和6年4月10日
経済産業省
商務情報政策局産業保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）において、「目視規制」や「定期検査・点検規制」等の代表的な7項目のアナログ規制について、デジタル原則に適合させるための見直しが進められ、第6回デジタル臨時行政調査会（令和4年12月21日）において「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が取りまとめられました。これを受け、第15回火薬小委員会において、火薬類取締法に関する規制について、見直しを要する条項とされた371件の対応方針について審議し、今般、火薬小委員会及びデジタル原則を踏まえ、火薬類の技術基準の一部について改正を行うこととしました。

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

- (1) 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）
- (2) 火薬類の容器包装の基準を定める告示を改正する告示（案）
- (3) 火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造・貯蔵・消費・廃棄・その他）（案）
※火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造・貯蔵・消費・廃棄・その他）は、令和3年10月15日付け20211011保局第2号（火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について）の別添として位置づける。

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館9階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年4月10日（水）～令和6年5月10日（金）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付
パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：bz1-kayaku-anzen1@meti.go.jp

（電子メールの件名を「火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示（案）に対する意見」として下さい。）

※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

